

愛郷  
無限

土屋館  
どや  
だて 通信

発行者：大曲・花火通り商店街  
文責：辻

お問い合わせ：080-1265-7035  
tuck-t@akita-tsujiya.jp

2015年7月17日号 NO.521

写真提供：大山市

## Subject：佐伯啓思氏 朝日新聞コラム 異論のススメ

新しい安保法制改革案が衆議院で採決されました。来月には法律になるそうです。メディアでは即、戦争か反戦かという市民の捕まえ方ばかりを選んで流していますが、戦後70年かけて絡み合ったまま瘤結びになってしまったコトガラ、責任の所在と顧みる検証をせぬままフタを閉しっぱなしにしてきたコトガラ、あまりに多すぎてとても難しくなっている問題なので、白か黒か、是か非かでは収まらない大きな問題です。

7月3日の朝日新聞の連載コラム 佐伯啓思さんの【異論のススメ】。

「日米安保と憲法」がテーマでしたが、ちょうど論争が過熱している最中にとっても根本的な問いと投げかけであり、かなり辟易していた私にはこのコラムこそストンと腹に落ちました。感情的になって、煽って、是か非か、Take or dropの話にする前に、もっと根本的なことを一人一人がちゃんと学び、声を拾い、知ることが前提ですよね。

□そんな時に我々凡夫が読んでおきたい本です。

### 【ぼくらの民主主義なんだぜ】

高橋源一郎(著) 朝日新書

2015/5/13発売

朝日新聞論壇時評として月1回／4年に渡り連載されたコラムをまとめた新書。

311震災後から現在まで、筆者が時々感じたコトを沢山の書籍・映画、論壇の発言等を引っ張り出しながら自身の経験や想いと繋ぎ合わせ語ってくれます。短いセンテンスを読み進めるにつれ、現代の様々な問題の根源部分がうっすらと、でも奥底ではハッキリと透けて見えてくるように感じられ、とても考えさせられました。

□さらにもう一冊、昨年制定された特定秘密保護法の議論が活発になっている頃より、「昨今の世相が大戦前夜の世の空気に似てきている」と仰られる年配の論壇識者、戦争を経験した昭和一桁の方々がとても多くなっています。ではそれがどういうモノだったを我々は知らない。2006年に発行された本ですが、当時読んで衝撃を受けました。再読の方も初めての方も、今こそ読み直し、先ずは知るといふ時期ではないでしょうか。

### 【昭和史 1926-1945】

半藤 一利 (著) ISDN : 9784582766714

平凡社ライブラリー 972円

興味を持たたヒトは続編の戦後版もあります。

### 【昭和史 戦後篇 1945-1989】

半藤 一利 (著) ISDN : 9784582766721

平凡社ライブラリー 972円

# 異論のススメ



佐伯啓思

1949年生まれ。  
京都大学名誉教授。  
保守の立場から様々な事象を論じる。著書に「反・幸福論」など

## 日米安保と憲法

## 国を守るのは誰か

政府が進めようとする安保法制に  
関して、集団的自衛権の合憲性が論  
議の的になっていく。確かに、法制  
化となれば、憲法との関係は無視で  
きないし、また瑣末な論点までつめ  
る必要もある。しかし、現状のよ  
うに、ほぼすべてが合憲か否かとい  
った論点に集約されてしまったので  
は、われわれは何やら「憲法」の一  
語の前にたえず、そこでフリー  
ズしてしまつたように見える。

そもそも、問題の発端は「憲法」  
よりも「防衛」にあった。冷戦以  
降、確かに「国際環境」は変化して  
おり、アメリカの力は低下し、アジ  
アは不確定要因に包まれていく。集  
団的自衛権の部分的容認を求める安  
倍首相の今回の提案は、その賛否は  
ともかく、この状況への新たな対応  
を目指すものであった。

だから、野党がもしもこれに反対  
し、従来の平和憲法のもとで対処で  
きるというのなら、その根拠をしめ  
さなければならぬだろう。それを  
回避している限り、国会での論争は  
生産的なものにはならない。

現在、野党のみならず多くの識者  
が、集団的自衛権の行使は違憲だと  
いつている。そこで仮に違憲の可能  
性が高いとしよう。とすれば、問題  
は、では日本の防衛はどうあるべき  
か、という点に移る。もし日米同盟  
が日本の防衛上不可欠であり、集団  
的自衛権の行使が必要だということら  
ば、憲法改正を提案すべきである。

しかしどうでもなく、もし憲法の  
平和主義を堅持すべきだということな  
ら、改めて、日本の防衛はいかに、

というのも、戦後日本の防衛の核  
は、實際上、米軍による抑止だった  
からである。「防衛」という面から  
みれば、平和憲法と日米安保体制は  
セットであった。憲法平和主義の背  
後には実は米軍が控えていたとい  
う欺瞞をどう釈明するのだろうか。

昔、初めて憲法を読み、「陸海空  
軍その他の戦力は、これを保持しな  
い」という9条の条文を読んだと  
き、いささか啞然としたものだ。文  
字通りに読めば、確かに自衛隊は  
「戦力」にあたらないというほかな  
い。もし戦力であれば、自衛隊は憲  
法違反である。しかし、戦力がなけ  
れば、他国の攻撃に対してどのよう  
にして戦うのか。私には、自衛権そ  
のものが否定されているようにしか  
思えなかつたのである。

さすがに、今日、いささかの自衛  
権まで否定されているとは考えにく  
く、政府解釈では通常、個別的自衛  
権は行使できるとされる。だが同時  
に、戦うための「戦力」は保持しな  
いという。依然として不可解かつ不  
透明というほかない。

さて、憲法論議が今回のコラムの  
趣意ではなかつた。そもそも「防  
衛」ということについて少し考えて  
みたいのである。

近代国家のもつとも重要な役割  
は、人々の生活の安全を保障するこ  
と、とりわけ外敵から国民の生命や  
財産を守ることである。したがっ  
て、国の主権者の第一の義務は、社  
会失業者を維持し、人々の生命や財産

の安全確保にある。だからこそ、国  
家には巨大な公的権力が委ねられて  
いる。だから、もしも主権者が王で  
あれば、王は国民(臣下)の生命・  
財産を外敵から守る義務がある。  
では民主政治のもとではどうなる  
のか。民主主義では国民が主権者で  
あるから、国民が自らの手で、自ら  
の生命・財産を守る義務がある。こ  
れは端的にいえば、国民皆兵とい  
うことだ。民主主義とは、市民に大き  
な権利を与えるが、同時に、厳しい  
義務も要求するものである。

これが民主社会の「原則」なの  
だ。もちろん、「原則」がそのまま  
「現実」である、という理由はな  
い。現実の防衛体制は、実効性や軍  
事的効率性や国民感情など多様な要  
因によって決定されるであろう。し  
かし、民主主義を標榜する近代国家  
においては、国民皆兵による防衛こ  
そが「原則」であることを知ってお  
かなければならない。だからこそ、  
近年に至るまで多くの民主主義国で  
は徴兵制がしかれていたのである。

したがって、戦後日本のように、  
民主主義と平和主義の結合を自明視  
するほうが特異であった。それで  
も、日本は「平和主義」によって国  
を守ってきた、ということすれば、そ  
れは、日米安保体制から目を背けた  
欺瞞というほかない。

と……を放棄する」の部分の英語  
(原文?)は次のようになってい  
る。"renounce war as a sove  
reign right of the nation"  
これを直訳すれば、「国家の主権  
的権利としての戦争を放棄する」と  
なる。日本は主権を一部、自ら放  
棄するといっていることになる。

ここでも私にいえることは原則論  
だけである。それがそのまま現実  
になるものではない。自主防衛など  
いっても現実には不可能に近いであ  
ろう。しかし、近代国家において  
は、主権者が自らの生命や財産を守  
る義務をもつ、という原則は、かり  
に現実化されないにしても、それ自  
体がひとつの精神のあり方を示して  
いる。福沢諭吉が口をすっぱくして  
述べたように、「独立」とはまず  
は、「独立の気風」なのである。  
「個」として「自立」するとい  
うのと同じ精神が「国」の「自立」を求  
めるといふ。もちろん諭吉の明治と  
この平成では時代は大きく違ふが、  
国を守るという精神の基本において  
まったく異なるとは、私には思えな  
い。